

租税の機能としての景気調整機能

藤岡 祐治*

要 約

本稿は、租税の景気調整機能が今後どのような役割を果たしていくべきかを考えるに当たって、基礎的な検討を加えるものである。

租税の景気調整機能は財政の機能とも重なりがあり、所得概念とも関わりがあるものである。これまでの税制改正の議論において、租税の景気調整機能は考慮がなされているものの、租税政策に具体的な影響は与えていない。むしろ抜本的税制改革後は、社会保障の安定財源を確保するために、租税の財源調達機能に重きが置かれることになり、租税の景気調整機能が注目されることはなくなっている。米国も同様の傾向にあるものの、世界金融危機後に再び租税の景気調整機能に関する議論が生じた点が注目される。

本稿は、米国における議論を参考に、日本の現行法について景気循環を抑制又は増幅する効果がある規定をいくつか取り上げて分析した。

広い意味での景気循環への対応としては財政政策や金融政策、さらには法制度それ自体を用いることも考えられるところ、これらを含めて経済の安定化に対する法制度設計を検討することが本稿の積み残した課題である。

キーワード：法とマクロ経済学、景気循環、景気変動、租税の機能、自動景気調整機能
JEL Classification：E32, E63, H23, K34

I. はじめに

近年、法学においてマクロな経済現象に対する関心が高まりつつある。この背景には、これまでの法と経済学（law and economics）は法制度が個々の家計や企業の行動に与える影響を分析する「法とミクロ経済学（law and microeconomics）」

であり、法が金利、総生産、失業率、インフレーションや生産性向上などのマクロ経済に与える影響を金融規制のような例外を除き考慮してこなかったという問題意識がある¹⁾。特に世界金融危機後に法学におけるマクロ経済学への関心が高まり、租

* 一橋大学大学院法学研究科准教授

1) Kelman (1993) at 1216-1225; Salama (2012) at 133-139; Posner & Becker (2014) at 239-240 (statement by Gary Becker); Listokin & Murphy (2019) at 378. See also Donohue & Siegelman (1993) at 710; Kysar (2001) at 1-8 (ただし、マクロ経済学にも着目する必要があるとするが、生態経済学 (ecological economics) の導入を意図している)。

税制度とマクロ経済の関係について論ずるものも増えてきた²⁾。

このマクロ経済学と法制度との関係を意識した「法とマクロ経済学 (law and macroeconomics)」の方向性としては、次の2つが考えられる³⁾。1つは、法制度をマクロ経済学の観点から分析しようとするものである。これは、法制度とマクロな経済活動に関する変数との関係を分析し、望ましい法制度のあり方を検討するものである。もう1つは、マクロ経済政策の背景にある法制度を分析しようとするものである。本稿は、法制度の中でも租税制度に着目して景気循環というマクロな経済現象をどのように位置付けているかを分析する。

法制度の効率性の分析にとどまらず、法制度とマクロな経済現象との関係についても分析は進みつつあるが、本稿では様々な法制度の中でも租税法を中心とした租税に関連する法制度に着目する。なぜなら、租税はその機能においてマクロ経済とは切り離せない関係にあるからである。現代の国家において租税の機能はいくつかあるが、その本来の機能が公共サービスを提供するために必要な資金を調達することであることは⁴⁾、租税がマクロな経済現象に関わるものであることを示している。また、この公共サービスを提供するための資金調達という目的に加えて、租税の機能としては再分配や景気調整を挙げることが多い⁵⁾。これらはいずれもマクロ経済に関わるものである。つまり、マクロな経済現象を明示的に分析の対象とすることを避けてきた法学の一分野である租税法においては、租税がマクロな経済現象に関わることを当然の前提としているのである。もちろん、租税の政策目的としては、「市場介入手段としての租税」⁶⁾もあり、政策税制としてはこちらの重要性の方が高かったとも言える。

市場への介入手段としての租税が家計や企業にどのような影響を与えるかということにこれまでの議論は集中しがちであったが、租税のマクロ経済に対する影響について議論がなかったわけではない⁷⁾。むしろ、租税の再分配機能は、租税政策の中核に関わるものである。しかしながら、租税のマクロ経済に関わる機能である景気調整機能は当然の前提として受け入れられているにもかかわらず、十分な議論がなされているとは言えない状況にあった。

そこで、本稿では租税の機能の1つである景気調整機能を取り上げて、分析を行う。そして本稿では、租税の景気調整機能が今後どのような役割を果たしていくべきかを考えるに当たって、租税の景気調整機能について基礎的な分析を行う。

本稿の構成は次のとおりである。まず、従来の議論の整理を行う(Ⅱ)。すなわち、租税の景気調整機能が租税法や租税政策においてどのような位置付けを与えられているかを確認する。次いで、日本の現行法が景気循環にどのような影響を与えていると考えられるかを分析する(Ⅲ)。最後に、本稿の内容をまとめ、その課題を指摘する(Ⅳ)。

2) Listokin (2009); Galle & Klick (2010); Listokin (2012).

3) Gelpern & Levitin (2020) at xii-xvi.

4) 金子 (2019) 1頁。

5) 金子 (2019) 4-8頁。

6) 藤谷 (2007a)。

7) Strnad (2003). *See also* Batchelder et al. (2006) at 61-65 (景気循環への言及)。

Ⅱ. 租税法と租税政策における景気調整機能の位置付け

本章では、租税法と租税政策において景気調整がどのように位置付けられてきたかを確認する。そこで、租税がどのように景気調整機能を果たすのかについて簡潔に説明する（Ⅱ－1）。次に、租税の機能の1つとして挙げられている景気調整機能が財政の機能の1つとしても挙げられており、両者に重なりがある点を示す。また、租税の景気調整機能は所得課税との関係で論じられることが多かったことから、所得概念との関係についても考察する（Ⅱ－2）。その上で、租税政策において租税の景気調整機能がどのように考慮されてきたかを日本及び米国の議論から確認する（Ⅱ－3）。

Ⅱ－1. 租税が景気調整機能を果たす経路

まず、租税がどのようにして景気調整機能の役割を果たしているのかを確認する。すなわち、どのような経路を通じて租税の景気調整機能が果たされるのかを確認する。租税が景気調整機能を果たす経路としては、主に次の2つを挙げることができる⁸⁾。

第1に、税引後所得の変化を通じてのものである。租税負担によって税引後所得の変動幅は、税引前所得の変動幅に比べて小さくなる。例えば、景気の悪化によって税引前所得が減少した場合、税引後所得の変動幅はそれに比べると小さくなる。その結果、消費や投資の変動幅も小さくなり、総需要が安定することにつながる⁹⁾。なお、所得税が比例税率であったとしても税引

前所得に比べ税引後所得の変動幅は小さくなるので、このような租税も景気の自動調整機能を有する¹⁰⁾。

第2に、労働インセンティブを通じてのものである。例えば、累進税率を採用している所得税の場合、一方で好況時に所得が増えると高い限界税率を適用されることになるが、他方で不況時に所得が減ると低い限界税率が適用される。その結果、一方で所得の増える好況時には労働時間を減らし、他方で所得の減る不況時には労働時間を増やし、異時点間で労働の代替効果が生ずることが考えられる。こうして、総需要が安定的になり得る。

さらに、租税制度の中に再分配や社会保障制度が取り込まれている場合がある¹¹⁾。この場合、形式的には租税制度を通じて景気調整機能が果たされるが、これは実質的には再分配や社会保障制度に基づいたものである。

Ⅱ－2. 租税の景気調整機能

Ⅱ－2－1. 財政の3機能との関係

既に述べたように租税の機能として、その本来の機能である公共サービスの資金調達に加えて再分配及び景気調整を挙げるのが一般的である¹²⁾。また、最高裁判決も同様の理解であると考えられ、租税の機能の1つとして「景気の調整」を挙げている¹³⁾。

現代の国家においては租税が経済に広く関わるものであることが共通理解となっており、租

8) McKay & Reis (2016) at 142.

9) ここでは、さらに名目賃金の硬直性も前提とする (McKay & Reis (2016) at 142)。

10) 極端な場合として仮に税率が100%であれば、税引後の所得は景気変動に応じて変動することはない。

11) Cf. McKay & Reis (2016) at 142.

12) 金子ほか (1974) 10頁 [貝塚啓明], 33-38頁 [米原淳七郎]; 金子 (2019) 3頁。ただし、多くのものは租税の機能として挙げるにとどまり、詳しい説明を加えていない (清永 (2013) 4-5頁; 谷口 (2018) 7頁; 岡村ほか (2020) 2頁 [岡村] (ただし、租税の目的として挙げる); 増井 (2018) 6頁)。

13) 最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁。

税の景気調整機能もその1つとして理解されている。そして、租税の機能のうち再分配や景気調整は租税の「政策目的」¹⁴⁾としての利用にも関わるものであり、租税だけでなく財政との関係も当然視野に入れたものである。再分配については、租税だけでなく、社会保障制度をはじめとした他の制度を含めて考える必要があり、景気調整機能についても同様に他の制度、特に財政制度との関係を考慮に入れる必要がある¹⁵⁾。

実際、このような政策目的も含む租税の機能の背景には財政学における財政の機能に関する考え方がある¹⁶⁾。すなわち、租税の機能として挙げられている3つの機能は、財政の3機能である資源配分機能、所得再分配機能及び経済安定化機能を租税の観点から再構成したものであると考えられる¹⁷⁾。もちろん、租税の機能として、政策目的に関わるものをどこまで含めるべきか、特に景気調整機能を含めるべきかについては議論がある¹⁸⁾。もっとも、特定の経済政策目的のために租税を利用することも租税の機能の1つとして理解されるようになったことから、他の手法と比較した租税の特殊性が明らかになったとも考えられる¹⁹⁾。したがって、景気調整も租税の機能として位置付けるならば、本来的には財政制度をはじめとした他の法制度との関係や租税の景気調整機能の特質を明らかに

する必要がある。もっとも、本稿では、その準備作業として租税における景気調整機能の位置付けを明らかにするにとどまる。

II-2-2. 所得課税と景気調整機能

(1) 所得概念との関係

租税の景気調整機能を論ずる際に念頭に置かれることが多いのは、所得に対する課税についてである。租税法の文脈では、これが所得概念との関係でも論じられてきた²⁰⁾。そこで、以下でこの点に関する議論を検討する。

所得概念に関する議論の中で、制限的所得概念ではなく、包括的所得概念をとる理由として公平負担の観点に加えて、フィスカル・ポリシーの観点がある²¹⁾。これは、次の2点に分けることができる。

第1に、好況と不況に応じて増税や減税をするに当たって、課税ベースを広く構成する方が税率の改正は小幅で済み、柔軟性を確保できることである²²⁾。仮に課税ベースが狭かったとしても、調整する税率を大きくすれば同じ効果を得ることができるが、税率の大幅な改正は望ましくなく、実際に税率の大幅な改正を実現するのは困難であるという事情による²³⁾。

第2に、所得税の自動景気調整機能である²⁴⁾。個人所得税は、その課税ベースが景気の変動、すなわち実質 GDP 成長率の増減と同様

14) 中里 (1994) 122 頁。

15) 金子 (2010a) 9-10 頁 (「財政の一環としての租税」を捉えることを前提としている)。さらに、田中 (1968) 47-48 頁は、租税政策と経済政策との関係を論じる。

16) 金子 (2010a) 12 頁注 3 (Musgrave (1959) を引用する)。

17) 金子ほか (2019) 5 頁 [神野直彦発言] 参照。

18) 中里 (1994) 122 頁 (租税のミクロ経済学的な機能を重視すべきとする)。さらに、中里 (1997) 30 頁参照。ただし、中里 (2001) 49-50 頁も参照。

19) 藤谷 (2007a) 17-21 頁。

20) 金子 (2019) 195 頁は、包括的所得概念が支持を受けている理由の1つとして、所得の範囲を広く構成することによって所得税制度の持つ景気調整機能が増大することを挙げる。また、所得を包括的に構成し、累進税率を適用することが、所得税の再分配機能に資するとする。このように、金子 (2019) は、累進税率ではなく、課税ベースとの関係で所得税の景気調整機能を指摘する。

21) 金子 (1995a) 33-36 頁。「フィスカル・ポリシー」という語を使う点は、金子 (1995a) の特徴であると考えられる。

22) 金子 (1995a) 34 頁。

23) 金子 (1995a) 34 頁。

24) 金子 (1995a) 35-36 頁。

の方向に拡大及び縮小するだけでなく、消費税や財産税などと異なり、累進構造を有することから租税負担額が景気の変動と同様の方向に増減する結果、税引後所得の変動幅は小さくなる。このように、所得税は自動景気調整機能を有するという特徴があり、これをフィスカル・ポリシーの観点からみた所得税の存在意義であるとす²⁵⁾。そして、所得税の自動景気調整機能を維持及び強化するためには、課税所得の範囲を広げることが望ましく、所得を包括的に構成すべきということにつながる²⁶⁾。

ここでの議論の特徴は、所得税がフィスカル・ポリシーにおいて役割を担うことを前提に、所得を包括的に構成すべき根拠として景気調整機能を指摘している点である。上記1点目は、景気の変動に合わせて所得税が積極的に増税又は減税の措置を講ずべきことを前提としたものである。これは、上記2点目でも前提とするものである。このように所得税が景気調整機能において何らかの役割を果たすべきことが前提となっているが、なぜ所得税が景気調整機能を担うべきかについて明示的な理由は示されていない。

たしかに景気変動を小さくすることは経済成長を円滑に進めるためには必要であると考えられるが、その手段として所得税が適切であるかは本来的には別問題であろう。ここには、所得税の税率変更や自動景気調整機能を、景気変動を小さくする手段として用いるべきかという問題に加えて、これらがどの程度の役割を担うべきかという問題もあると考えられる。

(2) サイモンズの包括的所得概念

上記見解に対し、包括的所得概念の提唱者の1人であるヘンリー・サイモンズ (Henry Simons) は、所得税の景気調整機能について、所得を包括的に構成する直接の根拠とはしていない。もっとも、批判的な見解に対する反論として言及するにとどまっているものの、税収が安定せずに増減することは所得を包括的に構成することの1つの大きな利点であるとする²⁷⁾。

税収が増減することを所得を包括的に構成することの利点として捉えたのは、サイモンズの理想とする経済社会の実現にとっては好ましいことであったためである。サイモンズの提唱する包括的所得概念がその経済思想である古典的自由主義に依拠したものであることについては既に指摘のあるとおりである²⁸⁾。これは、所得税に限られず、サイモンズの考える経済政策一般に妥当する。そして、サイモンズは政府の裁量が広い政策は望ましくなく、一定の決められたルールのもとに景気循環に対して対応すべきであると考えていた²⁹⁾。そのため、サイモンズにとっては、不況時に財政支出を増やすことや好況時に財政支出を減らすことよりも、自動的に税収が増減した方が望ましかったというわけである³⁰⁾。

II-3. 租税立法の目的としての景気調整

以上のように租税の機能として景気調整機能があることや所得概念との関係でも租税の景気調整機能には一定の意義が見出されていたが、租税の景気調整機能が実際の立法にどのような影響を与えたか又は与えなかったのかを以下で

25) 金子 (1995a) 35-36 頁。なお、法人税の税率構造は累進的ではないが、法人所得は景気変動に対しに敏感に反応するため、法人税も自動景気調整機能を有する。

26) 中里 (1991) 148-149 頁は、一定の留保を付すものの、所得の包括性は所得税制度の景気調整機能をそれほど増大させない可能性を指摘する。

27) Simons (1938) at 221.

28) 藤谷 (2005) 36-38 頁。

29) Simons (1938) at 221-224. また、サイモンズは、金融政策を簡素かつ機械的なルールの下で運営することを想定していた (Simons (1936) at 15-16)。

30) Simons (1938) at 223. この前提にはサイモンズが貨幣価値の安定は究極的には、政府による支出、課税や借入れなどの財政活動によって行われるべきと考えていたことがある (Simons (1936) at 22)。

は検討する。まず、日本における議論を確認した上で（Ⅱ-3-1）、近年、租税の景気調整機能に関する議論が盛んな米国における議論を参照する（Ⅱ-3-2）。

Ⅱ-3-1. 日本における議論

（1）戦前の税制

現在では租税の機能の1つとして景気調整機能を挙げることが一般的になったが、租税の景気調整機能が日本で論じられるようになったのは、税収の中心が所得課税になって以後のことである。それ以前においてこのような機能を明示的に意識して論ずることは少なかったと考えられる³¹⁾。

まず、明治維新後に成立した政府は、地租改正条例を制定し、地価を基準に金銭で地租を納めることとした。この改正の1つの目的は、作物の豊凶に影響されずに、毎年安定した収入を確保することにあった³²⁾。つまり、地租改正条例は、当時の経済の中心であった農業に影響されずに予算を編成することを可能としたのである。

その後、早い段階で政府は所得税を導入したものの、低所得層まで含めて租税負担を負うようになったのは、1940年の改正以後のことである。もっとも、1940年の改正は戦時下におけるものであり、税収の増加を図るとともに、今後の増税を行いやすい「弾力性」のある税制の確立が目的であった。したがって、マクロ経済政策を念頭に置かないものであったが、増税が物価上昇の防止に関わるものであることは認識していた³³⁾。

そして、第2次世界大戦後は、激しいインフレーションが経済政策における課題となっていた。租税制度も例外ではなく、第2次世界大戦

直後の税制改正は税収確保とともに、インフレーションの抑制を目的とした³⁴⁾。もっとも、この税制上の対応は、景気循環への対応というよりは、緊急の対応に近いものであった。

（2）シャープ勧告

日本において景気循環への対応という観点で租税政策の中に考慮するようになった最初のものがシャープ勧告である。シャープ勧告はインフレーションの抑制を課題として認識しつつも、より一般的に租税制度が経済を安定させる機能を担うべきことを指摘する³⁵⁾。シャープ勧告は、所得税の累進構造を挙げて租税の景気調整機能を説明し、この点は財政学で広く理解されているところであるとする³⁶⁾。このように景気調整機能を挙げる背景には、シャープ使節団が勧告する税率表と当時の日本の所得分布が関係している³⁷⁾。当時の日本の実質所得は低く、平均水準のところに多くの人が集中していた。それゆえに、必要な税収を確保するためには、税率ブラケットの幅を狭くし、急激な（steep）と呼ぶ累進税率の採用を勧告せざるを得なかったと考えられる。もっとも、その結果として、所得税の景気調整機能も実際に効果を発揮するものとして期待できることになる。すなわち、当時の日本のように所得分布が平均所得に集中している場合、景気の変化による所得の増減が多くの人の限界税率に影響を及ぼし、所得に対する平均税率も増減することになり、所得税が景気調整の役割を果たすことになる。

このような当時の経済状況や社会状況もあり、結果として所得税が景気調整機能を備えるようになったとも考えられる。そして、シャープ使節団による報告書はこのように所得税が景

31) ただし、この点についてはケインズ経済学が確立する前であるということが大きく関係しているであろう。

32) 明治財政史編纂会（1904）337頁（地租改正施行規則及び地方官心得書を定めるに当たって地租改正条例の制定による利点を大蔵省が説明する）。

33) 大蔵省昭和財政史編集室（1957）551頁（桜内幸雄大臣の委員会における答弁を引用する）。

34) 藤岡（2018）151-148頁。

35) シャープ使節団（1949a）18-19頁。

36) シャープ使節団（1949a）19頁。

37) シャープ使節団（1949a）55-56頁。

気調整機能を有することを、累進構造を有する個人所得税と直接税中心主義をとる1つの根拠とする³⁸⁾。また、租税の景気調整機能はインフレ利得の課税との関係でも言及されており³⁹⁾、シャープ勧告が租税の景気調整機能を一定程度重視していたことがうかがえる。

ただし、シャープ勧告は租税の景気調整機能について一定の留保を付している⁴⁰⁾。まず、租税制度が景気調整機能を果たすに当たっては、租税制度が有する他の目的と両立する限りにおいてであるとする。また、シャープ勧告は税務行政の改善を重視する立場をとっていたため、税務行政の基礎が確立するまでは景気変動対策手段として租税制度を利用することには慎重であるべきとする。

（3）シャープ勧告後における議論

シャープ勧告後、税制改正における議論の中で租税の景気調整機能を議論するようになったのは、租税体系や経済政策との関係においてであった。

シャープ勧告は所得税中心主義をとったため、1950年度の税収に占める所得税の割合は4割近かった。もっとも、1960年度には、税収に占める所得税の割合は2割程度まで低下していた⁴¹⁾。この変化の背景には、シャープ勧告後にインフレーションによる租税負担の増加の緩和が税制改正における1つの争点となり、インフレ率の上昇以上に基礎控除等が引き上げられたということがある。その結果、所得税が税収に占める割合が低下した⁴²⁾。

このような状況において、1964年12月の税制調査会の答申は租税体系との関係で租税の景気調整機能に言及する。租税体系については、従前の税制改正の議論においても言及はあったものの、この答申は、租税の機能に着目して論じる。まず、租税が財政政策の一環として3つの経済的機能を果たすべきとして、公共目的のための資源配分、所得再分配及び景気変動の安定を指摘する⁴³⁾。そして、これらの経済的機能の観点から所得税が中心となる租税体系が望ましいとする。景気変動の安定については、所得税は、税収の弾力性が高く、自動安定装置としての作用を通じて、景気安定機能を有しているとする。

さらに、同答申は、租税体系を景気調整機能の観点から検討するだけでなく、租税の景気調整機能を強化するために別途措置を講ずべきかについて検討を加える。具体的に検討するのは、一般売上税を創設し、景気変動に合わせて税率を上下させることと、特別償却などを改廃することである⁴⁴⁾。もっとも、同答申は、特にその効果は期待できないとして、新たな措置を講ずる必要はないとする⁴⁵⁾。ここでは、所得税が有する景気の自動調整機能と租税を用いた裁量的な措置の双方を論じており、シャープ勧告における議論と同様の方向性にある。

もっとも、翌1965年に少し変化が見られる。40年不況と呼ばれる景気の後退期にあったという時代背景もあり、1966年度の当初予算において公債発行をすることが見込まれていた。そのため、金融政策に代わって財政政策が景気

38) シャープ使節団（1949a）19頁。

39) シャープ使節団（1949b）B29頁（物価水準の変動が15%を超えない限り、キャピタル・ゲイン及びロスの課税に当たって物価変動を考慮する必要がないとし、その根拠として所得税の景気調整機能を挙げる）。

40) シャープ使節団（1949a）19-20頁（税務行政上の問題を優先するため、当分の間は景気変動対策の手段として租税制度を用いることは控えるべきであるとする）。

41) 大蔵省財政史室（1990）5頁、100-101頁〔石弘光〕。

42) 当時の物価調整減税に関する議論のまとめとして、藤岡（2018）143-135頁。

43) 税制調査会（1964）5頁。なお、法人税の所得弾力性が高く、景気変動との関係で一定の役割を果たしていることについての指摘は既にあった（臨時税制調査会（1956）65頁；税制調査会（1960）98-99頁）。

44) 税制調査会（1964）7頁。

45) 税制調査会（1964）7頁。

平準化に果たす役割が大きくなることを前提に、財政政策の一環としての租税政策についても、弾力的に考えるべきであり、見直しが求められているとする見解を税制調査会は示していた⁴⁶⁾。

しかし、このような方向性に対して税制調査会は、慎重な立場を最終的には示す。すなわち、租税の景気調整機能自体は否定しないものの、年度の途中で税率を変更するような裁量の大きい弾力的な仕組みについてはさらなる検討が必要であるとする⁴⁷⁾。これは、以前の答申において、税制調査会が諸外国の仕組みを参考に税制改正によらず機動的に対応できる仕組みが必要であることを提言していたこととは対照的である⁴⁸⁾。

比較的短期間でこのような方針転換が行われた背景には、景気が改善したという事情に加えて、租税法律主義との関係で裁量の大きい仕組みについては問題があることを認識するに至ったからではないかと考えられる⁴⁹⁾。

このように、シャープ勧告と同様に所得税中心主義をとる理由として租税の景気調整機能について論じられることはあったが、その後は経済政策との関係で論じられるのが主となる。例えば、1971年6月の基本問題小委員会の審議報告の中では、租税体系に関わる「税負担とその配分」ではなく、「税制と経済諸政策」の中で租税の景気調整機能について論じている⁵⁰⁾。ここでは、特に景気刺激策という意味での景気調整機能を金融政策や財政政策ではなく、租税政策が担う場合もあるとする。その前提として、租税による景気の自動調整機能を論じるもの

の、経済規模に対する税収は少なく、租税の自動調整機能の効果は限定的であるとする。それゆえ、景気調整策として租税を用いる場合には、この点にも留意すべきとする⁵¹⁾。

さらに、この頃から、社会保障に関する支出が増えると同時に、公債発行が増えはじめていく。そして、所得税の改革などの必要性が税制調査会において議論されるようになる。

(4) 抜本的税制改革

税制調査会は、1986年にその後の抜本的税制改革の基礎となった「税制の抜本の見直しについての答申」を決定した。抜本の見直しを必要とした背景には社会経済の変化があるが、その目的は「安定的な歳入構造を確立する」ことであった。同答申は、所得、消費、資産等の課税ベースを適切に組み合わせ、全体としてバランスのとれた租税体系の構築が重要であるとして、シャープ勧告の所得税中心主義からの転換を示すものであるが、これは財政赤字を改善し、社会保障費などを賄うための安定的な税収が必要であることも当然関係している⁵²⁾。

そして、同答申に基づいて抜本的税制改革が行われるが、消費税の創設もその目的の1つは「国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資する」ことである（税制改革法10条1項）。このように抜本的税制改革では、安定的な税収を求めていた。もっとも、税収の安定を求めることは、租税の景気調整機能を重視しないことも意味する。既にみたように、租税の目的として景気調整機能を税制改正の中で挙げることは時代を追うごとに減っていった。抜本的税制改

46) 税制調査会（1965）1頁。さらに、翌1966年12月には、「昭和41年度予算における本格的な公債発行を契機として、財政における景気調整機能が従来にまして高められる基盤が整った」とする（税制調査会（1966）5頁）。

47) 税制調査会（1968）11-12頁。

48) 税制調査会（1966）5頁，24頁。なお、諸外国の税制上の措置についてはこれ以前より参照していた（税制調査会（1961）187-189頁）。

49) なお、公刊の時期はその後であるが、金子（2010b）155-157頁参照。

50) 税制調査会（1971）39-47頁。

51) 税制調査会（1971）41-42頁。

52) 税制調査会（1986）4頁，16頁。さらに、金子（2019）67頁；増井（2014）80-81頁。

革においては、社会保障による再分配を行うことも考慮に入れて、いくつかある租税の機能の中でも公共サービスを提供するために必要な資金を調達する機能に重きを置いたものになっている⁵³⁾。

さらに、租税、とりわけ所得税の景気調整機能を重視しないことは、抜本的税制改革における所得税に関する改正にも妥当する。一方で、所得税において課税ベースを拡大する点は租税の景気調整機能の強化に親和的であるが、他方で、抜本的税制改革の大きな特徴である税率構造の見直しは所得税の景気調整機能を弱める方向に機能する。すなわち、抜本的税制改革によって当時のサラリーマンの租税負担について所得が増えたとしても大きく変わらないような税率表とした。所得税が景気調整機能を発揮するためには、課税ベースが広いことに加えて、累進構造をとることも必要であるが、所得税のフラット化はこれに反するものである。

以上のように、抜本的税制改革は、全体の方向性に加えて、所得税自体についてもその景気調整機能は重視しないものとなっている。充実した社会保障を提供する福祉国家においては、タックス・ミックスが必要となってくると同時に⁵⁴⁾、失業等給付を除き社会保障支出が景気によって大きく増減することはないので、所得税の景気調整機能は税制改革において重視すべき目標とはならないのであろう。

（5）抜本的税制改革後における所得税の景気調整機能と消費税率の引上げ

抜本的税制改革後は、景気の後退もあり、税収が以前のように増えていくことはなくなった。一方で、税収は伸び悩んだが、他方で、歳

出は増えていったため、公債発行額が増大していった。その結果、租税の機能や個人所得課税の役割として景気調整機能があることには留意しつつも⁵⁵⁾、税制改正の議論においては、租税の機能の中でも財源調達機能に一層重きが置かれることになる。高齢化社会の進展⁵⁶⁾、さらには少子高齢化に伴う人口減少から生じ得る経済社会の構造変化を踏まえると、社会保障をはじめとする公的サービスを提供するためには景気に左右されない安定的な歳入構造が税制全体としては求められることになる⁵⁷⁾。

この傾向は近年でも大きくは変わっておらず、社会保障の安定財源を確保するために、消費税率の引上げが行われている⁵⁸⁾。その際に、税制全体として所得再分配機能への配慮はあるものの、景気調整機能は考慮の対象とはなっていない。ただし、景気変動の安定化自体は政府の政策において重要な地位を占めており、これが税制との関係で問題になることがある。その例が2019年10月の消費税率引上げの際における需要変動を平準化するための措置である。2014年の消費税率引上げ時に、税率引上げの前後において、駆け込み需要及び反動減が生じたことから、2019年10月の消費税率引上げの際には財政支出や減税措置が講じられた⁵⁹⁾。

日本では1990年代以降、低い経済成長が続き、景気変動の安定化が問題とならなかったという背景もあると考えられるが、景気変動の安定化は政府の政策目的の1つではあるものの、租税の景気調整機能に期待することは近年ではなくなっていると考えられる。むしろ租税の基本的な機能の1つである財源調達機能、とりわけ社会保障財源を確保するために安定的な財源確保機能の重要性が高まっている。抜本的税制

53) 税制調査会（1986）16-17頁。

54) 増井（2014）80-81頁。

55) 税制調査会（2000）6頁、70-71頁。

56) 税制調査会（1993）14頁（税収の伸長性に加えて安定性が重要であり、景気変動に対する振れが少ない消費課税の比重を増やすべきとする）。

57) 税制調査会（2000）36頁。

58) 「社会保障・税一体改革大綱」2-3頁、26-28頁（平成24年2月17日閣議決定）。

59) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018）49-50頁。

改革と社会保障と税の一体改革を経て、現在では所得税よりも消費税が税収に占める割合は大きくなっている。そして、消費税率の引上げの背景には、消費税はその「税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定している」⁶⁰⁾ ことが1つの理由となっている。このように所得税が税収全体に占める地位が低下したということもあるが、租税立法の目的としての景気調整は近年ではさほど重視されていない。

ただし、経済社会の構造変化に対応すべく様々な税制改正が行われてきたが、対応すべき課題が多く、税制に求められる役割が増えてきている点には注意すべきである。それゆえに、租税の財源調達機能という基本的機能の維持が相対的に重要になったとも考えられる。さらに、租税の景気調整機能に期待しなくても⁶¹⁾、金融政策や裁量的な財政支出による対応が可能であったことも関係していると考えられる。

II-3-2. 米国における議論

(1) 第二次世界大戦前の議論

租税立法の目的としての景気調整を論ずるに当たって興味深いのが米国における議論である。米国では、連邦政府に憲法上認められた権限が限られているため、連邦レベルで問題を解決するために課税権限を用いることができるかがかつて問題となった⁶²⁾。具体的には、規制目的の租税 (regulatory taxation) が憲法上認められるかが問題となった⁶³⁾。連邦最高裁によって違憲と判断された租税もあったものの、連邦議会の課税権限については広範な裁量が認めら

れてきたと解されている⁶⁴⁾。すなわち、租税の目的や効果がある規制を執行するための制裁であったとしても、それが無効となるわけではなく、議会の権限の範囲内にあるということである⁶⁵⁾。そして、租税の景気調整機能に関する議論は、当初この規制目的の租税との関係で位置付けられた。

租税に関する法律に限らず法律一般のマクロ経済政策における役割は限られているが、法律がマクロ経済政策で用いられたのがニュー・ディール期である⁶⁶⁾。ニュー・ディール期には、全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act, NIRA) や緊急銀行法 (Emergency Banking Act) が制定された。これらは市場取引に対する法的な介入による需要創出や金融制度の安定を図るものであった。

財政支出に加えて、法律をマクロ経済政策の手段として用いたこの時期に、租税を景気安定化の手段として用いることを検討する議論が出てきた⁶⁷⁾。景気安定化のために財政支出を行うべきことについての理解はあったものの、当時の議会では均衡予算が重要であると考えられていたため、租税を使うという発想に至らなかったという背景がある⁶⁸⁾。租税を景気安定化の手段として用いることについて経済学の専門家から理解を得られるようになったものの、特にニュー・ディール期における立法への警戒もあり、あまり柔軟に税率を変更することには警戒もあった。そこで、租税の専門家による提案の中には、恣意的な運用を防ぐために経済指標との関係で自動的に所得税の負担を調整する制度を提案するものがあった⁶⁹⁾。

60) 「社会保障・税一体改革大綱」27頁 (平成24年2月17日閣議決定)。

61) ただし、日本の租税負担の対GDP比が低いことから、租税の景気調整機能が相対的に低いことも関係している可能性がある。実際、世界金融危機時における日本の財政支出について、日本における租税の景気調整機能の低さに見合った規模であったと総括されている (内閣府 (2010) 106-107頁)。

62) Cushman (1934) は、課税権限のほかに通商に関する規制権限と郵便に関する規制権限を挙げる。

63) Griswold (1966) at 48-52.

64) 詳細な判例の変遷については藤谷 (2014) 61-70頁参照。

65) Graetz et al. (2018) at 53 (citing *Sunshine Anthracite Coal Co. v. Adkins*, 310 U.S. 381 (1940)). See also Griswold (1966) at 51-52.

66) Listokin (2019) at 164-166. See also Ramirez (2003) at 561-565 (ニュー・ディール期は、経済の安定化や経済成長というマクロ経済政策目的を達成するために法的手段を用いた始まりであることを指摘する)。

67) Thorndike (2010) at 105-107.

これに対しては、議会在が租税立法の権限を委任することは現実的には考えられないという指摘がある⁷⁰⁾。また、当時の米国における租税構造には注意する必要がある。まず、連邦所得税は、現在のように広く一般的に負担されている租税ではなく、一部の高所得者が負担しているものに過ぎなかった⁷¹⁾。さらに、当時の税収の半分近くを様々な消費税（excise tax）が占めていた点にも注意する必要がある⁷²⁾。したがって、広範囲の人が納税者となり、多くの税収をもたらす近代的な所得税が整備される以前においては、所得税を景気調整に用いることは難しかったと考えられる。

実際、当初、1934年の財務省内の報告書は、租税を資金調達目的以外の目的で用いることを否定するわけではないとするが、その効果等を慎重に検討すべきという立場であった⁷³⁾。この背景には、当時の財務省は、歳入の安定に重きを置いていたという指摘がある⁷⁴⁾。

しかし、その後の1937年の財務省の報告書は立場を変えている。すなわち、同報告書は、累進構造を持つ直接税による安定した十分な税収を調達することが可能な租税制度を有する場合、毎年の税収額が変動することは望ましいことであることとする⁷⁵⁾。そして、不況時に政府が借入れを行うことは望ましいことを指摘し、租税制度が積極的でないにせよ、景気調整に役

割を果たすことを認める⁷⁶⁾。この考え方の変化には、経済状況の変化や財政政策の役割に関する理解の変化がある⁷⁷⁾。また、財政政策が雇用にも影響を与えるという理解が1930年代半ばから現れたことが関係している⁷⁸⁾。

（2）第二次世界大戦後の議論

第二次世界大戦を経て、所得税は一部の限られた者ではなく、多くの国民が負担するものとなった。また、課税ベースが広がり、最高税率も引き上げられるなど累進的な所得税となった。このような所得税の整備によって、所得税が景気調整機能の役割を担う前提条件が整うことになる。課税ベースが広く累進的な所得税は景気変動とともに税引後所得が大きく変動するため、景気を安定化させることにつながるからである。

このようにして、租税制度が景気調整機能の役割を担うことが期待されるようになる。さらに、租税制度に新たな役割が期待されるようになった背景には景気調整に関する理解が深まったこともあると考えられる。すなわち、財政支出による裁量的な景気調整と経済活動の変化に伴う自動的な景気調整との区別がなされるようになり、自動的な景気調整の手段として租税制度が認識されるようになった⁷⁹⁾。

大恐慌期において経済学が資源配分の問題にとどまらず経済成長や景気調整に関して議論す

68) Thorndike (2010) at 98-100. 実際、経済学の専門家からの反対があったものの、1932年の税制改正では均衡予算を達成するために大幅な増税がなされており、政治的には均衡予算が重要であったことを示している (Thorndike (2010) at 102-104.)。See also Graetz et al. (2018) at 8 (当時においては増税することが当然の理解であったが、大恐慌を長引かせるだけであったと指摘する)。

69) Altman (1935) at 12, 54-55. このような提案の背景には、景気の安定化を図りつつも、複雑な規制等によって個人や市場へ介入することは望ましくないという考えがある (Altman (1935) at 9-10)。See also Comment (1948) at 1248-1255.

70) Thorndike (2010) at 107.

71) Thorndike (2010) at 108.

72) Thorndike (2010) at 107.

73) Blakey et al. (1934).

74) Thorndike (2010) at 111.

75) Memorandum (1937) (“Stable Tax Structure Versus Stable Revenues”という見出しの箇所で見論じている)。

76) Memorandum (1937). ただし、当時は金融政策による景気調整を想定していなかった点には注意する必要がある。

77) Thorndike (2010) at 113.

78) Musgrave (1985) at 44-47.

79) Musgrave (1985) at 48.

るようになり、財政学における議論の蓄積が生まれた結果、米国の租税法でも租税政策の目的の1つとして景気調整があることを認めていったと考えられる⁸⁰⁾。もちろん、租税法においてこのような理解が広まったのは財政学の大きな影響があったためであると推察される⁸¹⁾。

もっとも、次第に租税政策の目的として租税の景気調整機能を重視することは少なくなり、目的の1つとして挙げることもなくなっていく⁸²⁾。この変化が生じた時期は、米国が大いなる安定期（Great Moderation）と呼ばれる安定した経済成長を実現した時期に重なる。そして、この時期に経済学において景気安定化の手段として財政政策は最適なものではなく、金融政策のみによるべきという見解が支配的になったことが関係しているという指摘がある⁸³⁾。そうすると、租税制度が景気調整において役割を果たすことを期待する必要もなくなり、それに関する所得税の議論も減ることになる。

さらに、税制が以前と変わったことも関係している⁸⁴⁾。第1に、1960年代半ば以降、これまで引き上げられてきた最高税率が引き下げられた。1964年に個人所得に対する法定最高税率は91%から77%に引き下げられ、翌1965年には70%に引き下げられ、1982年には50%に引き下げられ、1987年には38.5%まで引き下げられるに至った⁸⁵⁾。第2に、1935年に導入した定率で

徴収する社会保障負担（payroll tax）が税収に占める割合が増えたことである。1940年代には税収の10%程度であったが、1960年代半ばには税収の20%を占めるようになり、1975年には税収の30%を占めるに至る⁸⁶⁾。第3に、所得分布が変化しており、1960年代以降、高所得者が占める所得の割合が特に増加した。所得の増加傾向が著しいことは、所得の上位20%についてだけでなく、所得の上位1%、上位0.1%及び上位0.01%という超高所得者についても妥当する⁸⁷⁾。

（3）世界金融危機後の議論

租税政策における景気調整に関する議論は低調となったが、世界金融危機をきっかけとした景気の悪化により新たな議論が近年は生まれている。そこで、改めて所得課税の景気調整機能に着目して、検討すべきことを主張する見解が現れている⁸⁸⁾。さらに、景気循環に対して金融政策が効果的でない場合は、法制度をマクロ経済政策の手段として利用することが近年主張されている点が注目される⁸⁹⁾。

（4）補論：租税の景気調整機能が果たしている役割

以上の議論との関係で区別すべきは、租税がどれだけ景気調整機能の役割を実際に果たしているかということである。その際に参照するの

80) Listokin (2012) at 55-57 (米国における代表的なケースブックを2つ参照する)。

81) Listokin (2012) at 56で挙げるケースブックの1つでは財政学の研究者の影響があったことを示唆する (Griswold (1966) at 53 n. 6では“For this paragraph, and help on other economic matters, I am indebted to my colleague, Professor Richard A. Musgrave.”という記述がある)。

82) Listokin (2012) at 55-57 (ケースブックにおける租税の景気循環に関する記述の変化を論じ、景気調整機能への言及がなくなることを示す)。さらに、このような変化は租税政策をミクロ経済学の観点から分析することが一般的になっていることを反映してのものであるとも指摘する (Listokin (2012) at 58)。ただし、ケースブックの中には、租税法の目的として景気調整機能を引き続き挙げるものも存在する (Andrews (1999) at 7-8)。

83) Listokin (2012) at 58.

84) Auerbach & Feenberg (2000) at 37.

85) Tax Foundation (2021).

86) Budget of the United States Government, Fiscal Year 2022, Historic Tables, tbl. 2.2 (2021). 社会保障負担が増えたのとは対照的に、法人所得に対する課税からの税収が減った。

87) Congressional Research Service (2021) at 7-8, 12-14.

88) Listokin (2012) at 55-60.

89) Listokin (2019).

が、所得の変化に対する税額の変化の比（built-in flexibility）又は税収の変化率と総所得の変化率の比である税収弾性値（elasticity）である⁹⁰。両者は絶対的な変化を示すか、相対的な変化を示すかの違いであるが、景気の安定との関係では総所得に占める税収の大きさも関わる前者がより直接関わるものであるとの指摘もある⁹¹。

所得の変化に対してどれだけ税収が変化するかについては推計の試みが存在する⁹²。当初はマクロな指標を用いた推計が多かったが、税制改正による変化を考慮することができないため、次第に個票を用いたマイクロシミュレーションによる推計が行われるようになった。そして、税引前所得1単位の変化に対応した税額の変化を推計した結果、1960年代初頭から1990年代半ばまでにその値はあまり変わっておらず、社会保障負担を含めた租税の景気調整機能が一定の役割を果たしていることが示されている⁹³。米国の個人所得税の法定最高税率は1960年代以降は引き下げられ、個人の所得控除の拡大や勤労税額控除（Earned Income Tax Credit, EITC）の導入もあったが、1960年代初頭から1980年頃にかけてはどちらかというところ所得の変化に対する税額の変化の比は増加した⁹⁴。これはインフレーションによって名目所

得が引き上げられたことに伴って租税負担の実質額が増加したことと所得分布が変化したことによるものである⁹⁵。1980年代以降は、1986年の税制改正などによる減税によってその値は減少したものの、1995年時点では1960年代初頭と同水準にある⁹⁶。さらに、1960年代初頭から1990年代半ばまでの期間中は社会保障負担の負担率と上限額がそれぞれ引き上げられた期間であり、租税の景気調整機能の役割が拡大した⁹⁷。ただし、その後の推計によると、インデクゼーションや税率の低下によって租税の景気調整機能は少し低下している⁹⁸。

さらに、米国では議会予算局（Congressional Budget Office, CBO）が財政の自動安定化機能の予算への影響を推計している。この推計はマイクロシミュレーションによるものではないが、1965年以降の50年間における景気循環に伴う歳出や歳入の変化を推計し、財政の自動安定化機能が一定の役割を果たしていることを示している⁹⁹。そして過去50年間で財政の自動安定化機能が果たした役割のうち歳入である税収によるものが4分の3を占めており¹⁰⁰、さらにこのうちの4分の3は個人所得税によるものと推計する¹⁰¹。なお、議会予算局による推計でも自動安定化機能と需給ギャップの関係は1965年から2015年の50年間で大きな変化はない¹⁰²。

90) Musgrave & Miller (1948).

91) Goode (1973) at 272-273; Auerbach & Feenberg (2000) at 40-41. これらは、租税の景気調整機能を測るために所得の変化に対する税額の変化の比を計算したものを自動伸縮性（built-in flexibility）や標準化された税額変化（normalized tax change）と呼ぶ。

92) *E.g.*, Pechman (1973).

93) Auerbach & Feenberg (2000) at 47-48.

94) Auerbach & Feenberg (2000) at 41-43. *See also* Pechman (1987) at 379 tbl. D-14.

95) Auerbach & Feenberg (2000) at 42.

96) Auerbach & Feenberg (2000) at 42. *See also* Kniesner & Ziliak (2002).

97) Auerbach & Feenberg (2000) at 42-43.

98) Auerbach (2009) at 544-545. なお、個人所得税に限ると米国の方が欧州に比べ税引後所得を安定させる効果が高い。ただし、社会保障負担を含めた景気調整機能は欧州の方が高く、欧州内でもその値が大きく異なる点には注意する必要がある（Dolls et al. (2012) at 284-285, 290 tbl. 2）。*See also* Sheiner & Ng (2019) at 57-59, A3-A4（失業率ギャップとの関係での推計）。

99) Russek & Kowalewski (2015) at 17. この推計によると1965年以降の50年間において、一方で景気後退期であった34年間では平均してGDPが潜在GDPに比べ2.4%低かったが、自動安定化機能によって財政赤字を平均で潜在GDPの0.8%引き上げ、他方で景気拡張期であった16年間ではGDPが潜在GDPに比べ1.8%高かったが、自動安定化機能によって財政赤字を平均で潜在GDPの0.7%引き下げた。

以上は税引後所得の変化に着目するものであるが、租税の景気調整機能が有効であるためには、税引後所得の変化だけでなく、この税引後所得の変化が家計の消費にどれだけつながるかも関わってくる¹⁰³⁾。税引後所得の変化に伴う家計の消費の変化については、家計が合理的であるならば、短期的な所得の変動によって消費は変わらないはずである。もっとも、流動性制約によって短期的な所得の変動が消費の変動につながることも考えられるところ、この場合は所得水準も考慮する必要がある¹⁰⁴⁾。そして、所得税だけでなく、社会保障負担などを含めた租税負担の変化による税引後所得の変化が引き起こす消費の変化は1995年時点で15%程度という推計がある¹⁰⁵⁾。これは、GDP比に占める課税所得の割合から推計すると、GDPの変動のうち約8%を個人消費の変化によって相殺することを意味する¹⁰⁶⁾。

租税の景気調整機能は税引後所得の変化を和らげるにとどまらず、所得税の累進構造によって労働供給量に影響を与えることで景気変動を調整する¹⁰⁷⁾。つまり、一方で、好況時には所得が増加し、高い限界税率に服することになる結果、労働供給が抑制される。他方で、不況時には所得が減少し、低い限界税率に服することになり、労働供給が増

加する。累進性が高いほど労働供給量に与える影響は大きい。所得税の累進性が以前に比べ低下しているため、この所得税の累進構造が景気変動を調整する効果は以前に比べ低下しているものの、一定の効果があることを示す推計もある¹⁰⁸⁾。

また、租税以外では、再分配や社会保障も景気を一定程度自動的に調整する機能を有する¹⁰⁹⁾。例えば、再分配によって給付を受ける者の消費性向が高い場合、全体の消費は増加することになる。また、公的扶助が手厚い場合、予備的貯蓄が減るため、外生的ショックによって流動性制約に直面する可能性が高まる。

このようにいくつかの経路を通じて自動的に景気調整がなされるが、その中でも税引後所得の変化によって総需要の変化を和らげることによって景気を安定させる経路による影響はあまり大きくないことを示す研究もある¹¹⁰⁾。また、米国では所得が増えても限界税率があまり高くないことから、所得税の累進構造が労働供給にあまり影響を与えておらず、総生産への影響はあまり大きくないとする¹¹¹⁾。この研究は、むしろ重要なのは再分配や公的扶助などによる影響であるとする¹¹²⁾。もっとも、金融政策との関係についての考慮は必要であるが、租税の景気の自動調整機能は歳入の変動という意味では一定の役割

100) Russek & Kowalewski (2015) at 17. 各年の推計値は、税制や給付制度の変化、租税がGDPに占める割合や失業率によっても変化する。なお、歳出に比べ歳入の方が財政の自動安定化機能へ影響を大きく与えるのはある意味当然であり、多くの歳出は裁量的な支出に当たるためである (Russek & Kowalewski (2015) at 13)。

101) Russek & Kowalewski (2015) at 6.

102) Russek & Kowalewski (2015) at 17. 1965年から2015年の50年間全体では、需給ギャップが1ポイント変化すると、自動安定化機能も潜在GDPの0.3%変化するというものであった。

103) Auerbach & Feenberg (2000) at 38.

104) Auerbach & Feenberg (2000) at 38, 44-45.

105) Auerbach & Feenberg (2000) at 46-47.

106) Auerbach & Feenberg (2000) at 48.

107) Auerbach & Feenberg (2000) at 48. さらに、II—1 参照。

108) Auerbach & Feenberg (2000) at 50-51.

109) McKay & Reis (2016) at 142.

110) McKay & Reis (2016) at 170-174. ただし、これは他の研究が総需要と総生産とが等しいことを前提として所得の変化に対する税額の変化の比を計算していたのに対し、消費、生産や労働時間の変化などに着目する点で異なる (McKay & Reis (2016) at 168-169). See also Mattesini & Rossi (2012).

111) McKay & Reis (2016) at 172-173. むしろ累進構造に比べ比例税率の方が経済活動の水準をより活発にするとする。

112) McKay & Reis (2016) at 173-174.

は果たしていたであろう¹¹³⁾。

Ⅲ．現行法の分析

Ⅲ－1．景気循環に影響を与える租税法令の規定

本章では、現行法における規定のうち景気循環に関わるものを取り上げて検討を加える。景気循環に関わる租税法令の規定の中には、一方で景気循環抑制効果（countercyclical）を有するものもあるが、他方で景気循環増幅効果（procyclical）を有するものもある。

景気循環に関わる租税法令の規定の特徴は大まかに以下の3つに分けることができる。第1に、景気循環に応じて租税負担を増やす規定又は減らす規定である¹¹⁴⁾。所得課税の場合であれば、所得額に応じて租税負担が増減する規定である。この規定の中には、税率表、税額控除、所得控除などが含まれる。第2に、ある規定が貯蓄を促進するものであれば、景気循環に影響を与える。第3に、所得課税に存在する実定法上の性質に由来するものである。

そこで、以下ではこれらの一般的な特徴を前提に、景気循環に影響を与える租税法令の具体的な規定を確認する。

Ⅲ－2．景気循環に応じて租税負担を増やす規定又は減らす規定

Ⅲ－2－1．課税ベース

景気の変動と共に課税ベースが変動する租税は景気循環を抑制又は増幅する効果を有する。

所得税は個人所得を課税ベースとする。そのため、一方で、失業率が低下し、賃金が上昇する景気拡張時には、個人所得が増える結果、課税ベースは拡大する。他方で、失業率が上昇し、賃金が低下する景気後退時には、個人所得が減

るため、課税ベースは縮小する。このように所得税は、景気拡張時には課税ベースが拡大し、景気後退時には課税ベースが縮小する。したがって、既に述べたように所得税は景気循環を抑制する効果を有する。また、法人所得を課税対象とする法人税についても所得税と同様に考えられる。ただし、法人セクターでは株主の有限責任制度ゆえに、個人セクターに比べてリスクをとる傾向が強いならば¹¹⁵⁾、課税ベースである法人所得の変動幅は個人所得に比べて大きくなる。つまり、法人税は所得税よりも景気循環を抑制する効果が強いことになる。

これに対し、消費を課税ベースとする消費税は必ずしも景気循環に応じて課税ベースが拡大又は縮小しない。すなわち、仮に恒常所得仮説が示すように現在の消費が現在から将来にかけての生涯所得によって決まっているとすれば、消費は平準化することになる。このとき、消費は短期的な所得の変化に応じて増減しないため、消費税は景気循環を抑制する効果は持たず、むしろ場合によっては景気循環を増幅する効果を有することになる。ただし、現在の所得が生涯所得によって決まるという恒常所得仮説は、所得以上の消費を行うために借入れを行うことを前提とする。もっとも、実際には必ずしも借入れをすることができるとは限らず、借り入れることができたとしても高い金利による借入れしかできないという流動性制約が存在する¹¹⁶⁾。この場合、消費の平準化ができないため、現在の消費は恒常所得仮説が予想する消費水準には満たず、現在の所得に一定程度連動するこ

113) Sheiner & Ng (2019) at 57-59.

114) Cf. Listokin (2012) at 73 (景気循環を抑制する租税支出の特徴を3点指摘する)。

115) 株主の有限責任制度と課税の関係については、長戸（2018）299-300頁参照。

となる。このようなとき、景気の変動に応じて消費も同様に変動し、消費に対する課税は景気循環を抑制する効果を有することになる。

なお、消費税に限らず、個人の消費に対して課す消費型所得税についても同様に考えることができる。実際、消費型所得税が支持を集めた理由の1つとして、貯蓄や投資を課税ベースに含まない消費型所得税が資本蓄積に有益であると景気後退期に考えられたことがある¹¹⁷⁾。ただし、これは景気拡張期のことを考慮に入れた考えではないため、課税ベースの選択に景気循環への影響を認めるものでないであろう¹¹⁸⁾。

最後に、資産の価額を課税ベースとする資産税は、景気循環に応じて課税ベースが拡大又は縮小するものが多いと考えられる。例えば、株式の価額は将来の配当が増えると予想されれば、上昇する。そのため、資産税は景気循環を抑制する効果を持つと考えられる¹¹⁹⁾。さらに、好況時には資産バブルが生じることもある。すなわち、資産価格が金利や将来配当から予想されるファンダメンタルズから乖離して上昇することがある。このようなときに、資産の価額に

対して課税する資産税は景気循環を抑制する効果を有するはずである¹²⁰⁾。もっとも、資産に対して課税を行うためには資産を正確に評価する必要があり、実際にはそれが難しいという課題がある。また、仮に資産の価額を正確に評価することができたとしても、評価の基準時と課税時との間にはタイム・ラグが存在することを防ぐことができない¹²¹⁾。そのため、資産に対する課税が実際にどこまで景気循環を抑制する効果を有するかは明らかでない¹²²⁾。

Ⅲ-2-2. 累進構造

租税の有する景気調整機能の例としてまず挙げられるのが所得税の累進構造である。この所得税の累進構造は自動景気調整機能を有していると言われる¹²³⁾。所得税に限らず、租税が累進構造をとれば、その租税は景気循環を抑制する効果を有する。例えば、特定の財やサービスではなく、消費一般を課税対象とする消費税の負担が消費額に応じて増える累進的な租税を考える¹²⁴⁾。このような租税は好況時における租税負担が重くなり、消費を抑制するため、景気

116) 流動性制約に直面するのは、低所得者だけに限られない (Kaplan et al. (2014))。さらに、日本における推計について、Hara et al. (2016)。

117) 金子 (1995b) 164-165 頁。

118) さらに、租税制度と表裏をなす財政制度との関係を指摘する藤谷 (2007b) 291-292 頁参照

119) ストックに対する課税である資産税は、その資産のフローに対して課税する所得税と等価となり得る。したがって、資産のみならず収益率に課税することによっても資産税と同様の効果を達成することが可能である。

120) 金子 (2010c) 297 頁では、1991 年に導入された地価税を地価安定装置として評価する。地価税は、その租税負担が誰に帰着するか次第ではあるが、一般的には土地価格の低下につながる (さらに、税制調査会 (1990) 22-23 頁、47-54 頁)。

121) 例えば、日本の固定資産税は 3 年ごとの基準年度に土地の価格を評価し、原則として 3 年間評価を据え置く仕組みを採用している (地方税法 349 条 1 項～3 項・附則 17 条の 2)。さらに、宅地等については負担水準の均衡化を図るために負担調整措置が講じられている (地方税法附則 18 条)。

122) 不動産に対する財産税 (property tax) であったとしても、不動産価格の下落時に不動産価額の評価を引き下げない場合、住宅ローンの債務不履行や住宅の売却を増やすなどの影響を家計に与えることを示し、このような不動産に対する財産税は景気後退をさらに悪化させるという指摘もある (Hayashi (2020) at 38-42)。

123) 金子 (2019) 7 頁。これに対し、労働所得に対する課税と経済的に近い社会保障負担は景気循環を増幅する効果を有すると考えられる。厚生年金の保険料と健康保険の保険料は標準報酬月額と標準賞与額を基準に定められており、厚生年金と健康保険とは標準報酬月額と標準賞与額の額が異なるものの、上限が定められている (厚生年金保険法 81 条項・20 条・21 条・24 条の 4、健康保険法 156 条 1 項・40 条・41 条・45 条)。事業主負担部分の帰着の問題はあるが、高所得者にとって負担が逆進的になっており、景気循環を増幅する効果を有することになる。

124) ただし、付加価値税に累進性を導入することは難しい (渡辺 (2017) 67-69 頁)。

循環を抑制する効果を有することになる。また、資産税はそこから生ずる収益を一定額であるとみなして課税する資本所得に対する課税と等価であるため、これが累進構造をとっているならば、同じく景気循環を抑制する効果を有すると考えられる¹²⁵⁾。さらに、土地や建物などの住宅に対する資産税は、必ずしも納税資金を有していない納税者に対しても課税するものであるため、特に不況時における納税資金を確保することの負担を重視して資産税に累進構造を導入する意義が大きいという指摘もある¹²⁶⁾。

租税が累進構造をとるための手段は累進税率に限られず、所得控除や税額控除によることも考えられる。さらに、これらの控除が増大（phase-in）又は消失（phase-out）するものであることもある。例えば、個人所得を課税ベースとする所得税の場合、控除が所得とともに消失するものであれば、景気循環を抑制する機能を有することになる¹²⁷⁾。ただし、控除が定額ではなく、好況時に増大し、不況時に減少する性質のものである場合、その累進性が弱まることになる。例えば、寄附金控除はこれに当たると考えられる¹²⁸⁾。

所得税の所得控除と税額控除に関して1点付言する。所得税における累進構造を強化するに当たって、いずれの方法であろうとも景気循環を抑制するというマクロな目標を達成する上での差異はない。もっとも、租税を負担する個人

の観点からすると個人の所得平準化の効果は異なる。例えば、給付付き税額控除を給付のない税額控除と比較した場合、納税額が税額控除の額に満たない納税者にとっては、給付付き税額控除は生涯で見た個人の所得を平準化する¹²⁹⁾。また、流動性制約に直面しない者は納税額が変わろうと消費額は変わらないと考えられるため、給付付き税額控除は特に流動性制約に直面する納税者への効果が大きい¹³⁰⁾。それゆえ、個人所得税は各年における所得のみに着目するものであり生涯の所得に着目する必要はないという立場に立つとしても、給付付き税額控除に一定の価値が認められると考えられる。ただし、これは租税制度の枠内で考えた場合である点に注意する必要がある。

Ⅲ－３．貯蓄を優遇する規定

消費に比べて貯蓄を優遇する規定は景気循環を抑制する機能を有する¹³¹⁾。これは好況時の所得が増えた際に貯蓄が増えると、消費が減るため、乗数効果を通じて総生産が減ることを想定する。もちろん、不況時の所得が減った際に貯蓄が減り、消費が増えるのであれば、より効果的に景気循環を抑制することになる。

そもそも、上述のように貯蓄を優遇するためには課税ベースの選択も本来的には問題となるであろう。例えば、所得税をキャッシュフロー税に変えるということが考えられる。もっとも、

125) ただし、資産税については、その資産をどのように評価するかという問題や資本所得に対する課税と異なり、実際にある資産から所得が生じていない場合についても所得が生じているとみなして課税するため、それが投資を抑制する効果があるのか、促進する効果があるのかははっきりしない点には注意する必要がある（OECD（2018）at 63-64）。

126) Hayashi & Kleiman（2020）at 1464-1465。ただし、この見解は経済ショックへの対処としては借入れによる財政支出が本来的であるとしつつも、実際には借入れが難しい米国の地方政府を念頭に置いたものである点には注意する必要がある。

127) 現行法では、例えば基礎控除（所得税法 86 条 1 項）が消失控除となっている。なお、所得控除ではないが、給与所得控除の額は給与等の収入金額に占める割合が減少すると同時に、控除額に上限が設けられており（所得税法 28 条 3 項）、給与所得者に対する課税の累進性が強化されている。

128) Listokin（2012）at 69-70。なお、米国では代替ミニマム税（Alternative Minimum Tax）が景気循環を安定させる効果を有している（Galle & Klick（2010）at 211-219）。

129) Batchelder et al.（2006）at 55-56。

130) Batchelder et al.（2006）at 64。

131) Listokin（2012）at 73。

以下では所得税を前提に貯蓄を優遇する規定を取り上げたい。

貯蓄を優遇する規定として所得税法には、個人型確定拠出年金における加入者の掛金や企業型確定拠出年金における個人拠出の掛金が含まれる小規模企業共済等掛金控除（所得税法 75 条）や確定給付企業年金における加入者の掛金を含む生命保険料控除（所得税法 76 条）を挙げることが可能である¹³²⁾。これらの規定は所得控除であるため、所得税が累進構造をとっているとその景気循環を抑制する機能はさらに強くなる。ただし、小規模企業共済等掛金控除や生命保険料控除が実際に景気循環を抑制する機能を果たすためには、これらの実際の控除額が景気循環によって変動する所得に応じて変動する必要がある。しかし、掛金に限度額が設けられており、例えば米国に比べるとその限度額は低い。また、仮に多くの納税者が限度額まで掛金を拠出している場合、景気循環とは無関係に貯蓄の額は一定になる¹³³⁾。そして、貯蓄の額が一定であることはむしろ景気循環を増幅することになる。さらに、実際には一度拠出額の設定をした後は、それを変えることが少ないと考えられる¹³⁴⁾。そのため、これらの貯蓄を優遇する規定が景気循環をどれだけ抑制しているかははっきりしない。むしろ景気循環を抑制するのではなく、増幅させている可能性すらある。

また、これらの所得控除に加えて貯蓄を優遇する規定としては少額投資非課税制度（NISA）（租税特別措置法 9 条の 8 第 1 号・37 条の 14 第 1 項 1 号）もある。NISA を利用する場合、拠出した金額が所得から控除されないものの、取得した上場株式等の配当と譲渡益が非課税とされる点では貯蓄を優遇するものである。これ

に対し、つみたて NISA（租税特別措置法 9 条の 8 第 1 号・37 条の 14 第 1 項 1 号）も配当と譲渡益が非課税となる点では一般 NISA と同様であるが、定期的に継続して投資信託の買付を行う仕組みである。いずれも投資金額の調整は可能であるものの、特に後者については定期的に継続して買付を行うものであるため景気循環に応じて買付け額の調整を行わず、景気循環を増幅している可能性がある。ただし、投資上限額が低い実質的な影響がない可能性もある。

以上は現行法が景気循環に対してどのような影響を与えているかを検討するものであるが、より積極的に貯蓄を優遇する規定を用いて、景気変動を安定させようとする見解もある。これは、名目利率の非負制約（ゼロ金利制約）の下において個人の貯蓄が負の外部性を生むことを根拠として、そこで、合理的かつ所得が高い者の消費を促すための方策が必要であるという考えである。そこで、例えば、金利が一定以下になったときや失業率が一定以上になったときに貯蓄を優遇する規定の適用を認めない方法やより抜本的には高所得者に対する課税繰延を認める貯蓄の廃止を提案する¹³⁵⁾。

Ⅲ－４．所得課税独自のもの

Ⅲ－４－１．実現原則

包括的所得概念は未実現の利得を含むことを前提とする。もっとも、現行法は実現原則を採用しており、時価主義で課税するのは例外的な場合に限られる（法人税法 61 条等）。仮に所得を時価主義で課税した場合、景気循環を抑制することになる¹³⁶⁾。なぜならば、景気が悪化して保有する資産の価値が下落した場合には、そ

132) Cf. Listokin (2012) at 74 (米国の例として、企業型確定拠出年金 (401 (k)) や個人退職勘定 (IRA) などの拠出金に対する税制優遇を挙げる)。

133) Listokin (2012) at 74.

134) Chetty et al. (2014) (多くの人が年金貯蓄に対する金銭的インセンティブに対して積極的に反応しないことを示す)。

135) Hayashi & Murphy (2017) at 781-783. この提案は、所得が高く、近視眼的でない合理的な家計ほど、金銭的インセンティブに反応すること背景とする。

の分だけ課税所得が減ることになるからである。これに対して、実現原則による課税は景気循環を抑制する効果はない¹³⁷⁾。

現行法は法人の有する売買目的有価証券など一部のものに限って時価評価で課税をしているものの、個人が保有する資産を含め多くの場合で実現原則に基づいて課税している。個人がどれだけ法人セクターを通じて資産を保有しているかにもよるが、現行法は、時価主義で課税する所得課税に比べると景気循環を抑制する効果は低いと考えられる。さらに、個人が保有する資産については不動産と金融商品が分離課税となっており、損失を利得と相殺するように実現するインセンティブを有している点も景気循環を抑制する方向に働くものであろう。

Ⅲ-4-2. 赤字の取扱い

現行法は、黒字と赤字を非対称的に取り扱っており、赤字が発生したとしても国家は租税を還付しない。現行法は、租税を還付するのではなく、赤字である純損失の金額（所得税法2条1項25号）や欠損金額（法人税法2条19号）について繰越控除（所得税法70条1項、法人税法57条1項）や繰戻しによる還付請求（所得税法140条1項、法人税法80条1項）を認めるという方策をとる。

仮に純損失や欠損金の繰戻還付が完全に認められるのであれば、黒字と赤字を対称的に取扱うことに実質的に等しい。このとき、所得税や法人税は景気循環を抑制する効果を有することになる¹³⁸⁾。もっとも、繰戻還付を受けるためにはそれ以前に租税を納めている必要があり、

赤字続きの個人や法人や設立したばかりの法人などは繰戻還付を受けることは実際には難しい。純損失や欠損金を売買できるのであれば別であるが、現行法は認めていない。さらに、現行法では、繰戻還付が認められる範囲は狭い。すなわち、純損失と欠損金の繰戻還付は前年分の税額に限られていることに加えて、欠損金の繰戻還付の適用範囲は中小法人等に限定されている（租税特別措置法66条の12）。

このように、現行法は純損失や欠損金の繰戻還付を限定的に認めるにとどまるため、純損失や欠損金は繰越控除によって考慮することになる。もっとも、純損失や欠損金の繰越控除は、現時点の赤字を将来において考慮するというものである。したがって、不況期における租税負担が軽くなるわけではなく、後の好況期における租税負担を軽くするという点において景気循環を増幅する効果を有するものである¹³⁹⁾。ただし、純損失の繰越しは3年間に限られていることや、欠損金の繰越しは10年間であるものの中小法人等以外は所得金額の50%までに控除が限定されている点は、景気循環を増幅する効果を少し緩和するものであろう。

以上のような現行法における赤字の取扱いは景気循環を全体としては増幅させるものであると考えられる。

136) Strnad (2003) at 184; Keen et al. (2012) at 41. ただし、金融政策との関係で時価主義は財政政策や金融政策を緩和するという性質を有する。例えば、金融政策による名目的貨幣供給の増大によって名目利率が上昇し、総生産が減少したとしても、利子率の上昇による資産価格の減少によって課税所得が減るため、財政支出をした場合と同様に総生産を増加させることにつながる（Strnad (2003) at 184-185）。

137) 実現原則には、時価主義とは異なり（前掲注136参照）、財政政策や金融政策の効果を緩和しない利点がある（Strnad (2003) at 187）。

138) Listokin (2012) at 81. *See also* Devereux & Fuest (2009) at 435-436（英国の法人税は過去30年間、自動景気調整機能の役割を全く果たしていなかったが、仮に黒字と赤字が対称的に取り扱われていれば法人所得のショックのうち8%を緩和する効果があったと推計する）。

139) Listokin (2012) at 81-82. *See also* Listokin (2012) at 82-84.

IV. おわりに

本稿は、租税の景気調整機能について基礎的な検討を加え、以下の点を明らかにした。まず、租税の景気調整機能は財政の機能とも重なりがあり、所得概念とも関わりがあるものである。租税の景気調整機能については戦後の税制改正に関する議論の場で所得税の自動景気調整機能については考慮されていたものの、実際に租税政策に具体的な影響は与えていない。むしろ抜本的税制改革後は、社会保障の安定財源を確保するために、租税の財源調達機能に重きが置かれることになる。日本では低成長が長く続いたこともあり、近年では租税の景気調整機能に期待することがなくなっていると考えられる。米国も同様の傾向にあり、財政学の影響を受けて米国の租税法でも租税政策の目的の1つとして景気調整機能があると考えられていた。もっとも、日本の抜本的財政改革以後と重なる時期に安定した経済成長を享受したこともあり、租税の景気調整機能にはあまり注目されなくな

る。ただし、日本と異なるのは世界金融危機に再び租税の景気調整機能に関する議論が生じた点である。最後に、米国における議論を参考に、日本の現行法について景気循環を抑制又は増幅する効果がある規定をいくつか取り上げて分析した。

しかし、本稿の検討はあくまで基礎的なものにとどまり、積み残した課題は多い。まず、租税の景気調整機能を他の法制度との関係で包括的に捉えることができていないという大きな課題がある。広い意味での景気循環への対応としては財政政策や金融政策、さらには法制度それ自体を用いること¹⁴⁰⁾も考えられるところ、これらの制度間の関係を考察できずに終わっている。また、裁量的な措置と自動的な措置など様々な制度設計があり得るところ、本稿ではこの点に関する考察も欠いている。さらに、誰が経済の安定化に係るコストを負担するかという観点からの検討も必要であると考えられる。

参 考 文 献

大蔵省昭和財政史編集室 (1957) : 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第5巻 租税』(東洋経済新報社)
 大蔵省財政史室 (1990) : 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度 第6巻 租税』(東洋経済新報社)
 岡村ほか (2020) : 岡村忠生 = 酒井貴子 = 田中晶国『租税法 (第2版)』(有斐閣)
 金子 (1995a) : 金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』(有斐閣) 1-118頁〔初出1966, 1968, 1975〕

金子 (1995b) : 金子宏「所得税の課税ベース——所得概念の再検討を中心として——」『所得概念の研究』(有斐閣) 161-188頁〔初出1989〕
 金子 (2010a) : 金子宏「市民と租税」『租税法理論の形成と解明 上巻』(有斐閣) 3-41頁〔初出1966〕
 金子 (2010b) : 金子宏「経済政策手段としての租税法——景気調整税制とその憲法上の限界——」『租税法理論の形成と解明 上巻』139-158頁(有斐閣)〔初出1974〕

140) Listokin (2019) (拡張的法政策 (expansionary legal policy) と呼ぶ)。

- 金子（2010c）：金子宏「高齢化社会における税制のあり方」『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣）272-299頁〔初出1995〕
- 金子（2019）：金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂）
- 金子ほか（1974）：金子宏＝渡部吉隆＝新井隆一＝山田二郎＝広木重喜編『租税法講座 第1巻 租税法基礎理論』（帝国地方行政学会）
- 金子ほか（2019）：金子宏＝神野直彦＝坂田純一「税制～過去・現在・未来への考察～」税研206号1-9頁
- 清永（2013）：清永敬次『税法（新装版）』（ミネルヴァ書房）
- シャープ使節団（1949a）：シャープ使節団『日本税制報告書 1巻』
- シャープ使節団（1949b）：シャープ使節団『日本税制報告書 3巻』
- 税制調査会（1960）：税制調査会『答申の審議の内容及び経過の説明（答申別冊）』
- 税制調査会（1961）：税制調査会『答申の審議の内容及び経過の説明（答申別冊）』
- 税制調査会（1964）：税制調査会「『今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方』についての答申」
- 税制調査会（1965）：税制調査会「昭和41年度の税制改正に関する答申」
- 税制調査会（1966）：税制調査会「長期税制のあり方についての中間答申」
- 税制調査会（1968）：税制調査会「長期税制のあり方についての答申」
- 税制調査会（1971）：税制調査会「基本問題小委員会の審議報告」
- 税制調査会（1986）：税制調査会「税制の抜本の見直しについての答申」
- 税制調査会（1990）：税制調査会「土地税制のあり方についての基本答申」
- 税制調査会（1993）：税制調査会「今後の税制のあり方についての答申—『公正で活力ある高齢化社会』を目指して—」
- 税制調査会（2000）：税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」
- 田中（1968）：田中二郎『租税法』（有斐閣）
- 谷口（2018）：谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂）
- 内閣府（2010）：内閣府『平成22年度 年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）—需要の創造による成長力の強化—』
- 中里（1991）：中里実「所得概念と時間——課税のタイミングの観点から——」金子宏編『所得課税の研究』（有斐閣）129-163頁
- 中里（1994）：中里実「経済的手法の法的統制に関するメモ（上）——公共政策的手法としての租税特別措置・規制税・課徴金」ジュリスト1042号121-125頁
- 中里（1997）：中里実「環境税と『租税』概念」総合研究開発機構『企業の多国籍化に伴う法的諸問題に関する研究』（総合研究開発機構）13-34頁
- 中里（2001）：中里実「財政再建と小さな政府」税研201号49-55頁
- 長戸（2018）：長戸貴之「責任財産としての租税属性——東電処理からみた株主のリスク・テイキングと課税」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣）291-308頁
- 藤岡（2018）：藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法（2）」国家学会雑誌131巻1・2号162-107頁
- 藤谷（2005）：藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析（2）——政策税制の租税法学的考察」国家学会雑誌118巻1・2号1-110頁
- 藤谷（2007a）：藤谷武史「市場介入手段としての租税の制度的特質」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣）3-22頁
- 藤谷（2007b）：藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣）272-295頁
- 藤谷（2014）：藤谷武史「アメリカ 主要先進国における政策税制の研究」海外住宅・不動産税制研究会編著『欧米4か国における政策税制の研究』（日本住宅総合センター）57-89頁
- 増井（2014）：増井良啓「租税体系について」

- 金子宏 = 中里実編『租税法と市場』（有斐閣）
73-91 頁
- 増井（2018）：増井良啓『租税法入門（第2版）』（有斐閣）
- 明治財政史編纂会（1904）：明治財政史編纂会編『明治財政史 第5巻』（丸善）
- 臨時税制調査会（1956）：臨時税制調査会『臨時税制調査会答申』
- 渡辺（2017）：渡辺智之「経済活動と消費税」日税研論集70巻43-87頁
- Altman（1935）：George T. Altman, “Control of the Business Cycle by Means of the Income Tax,” *Tax Magazine*, Vol. 13, Issue 1, pp. 9-12
- Andrews（1999）：William D. Andrews, *Basic Federal Income Taxation*, 5th ed., Aspen
- Auerbach（2009）：Alan J. Auerbach, “Implementing the New Fiscal Policy Activism,” *American Economic Review*, Vol. 99, No. 2, pp. 543-549
- Auerbach & Feenberg（2000）：Alan J. Auerbach & Daniel Feenberg, “The Significance of Federal Taxes as Automatic Stabilizers,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 3, pp. 37-56
- Batchelder et al.（2006）：Lily L. Batchelder, Fred T. Goldberg, Jr., & Peter R. Orszag, “Efficiency and Tax Incentives: The Case for Refundable Tax Credits,” *Stanford Law Review*, Vol. 59, Issue 1, pp. 23-76
- Blakey et al.（1934）：Roy G. Blakey, Malcolm H. Bryan, Reavis Cox, Louis Shere, Carl Shoup, Henry F. Walradt, & Kossuth M. Williamson, “The Federal Revenue System: Forward and Summary of Recommendations,” available at <http://www.taxhistory.org/Civilization/Documents/Surveys/hst23735/23735-1.htm>
- Chetty et al.（2014）：Raj Chetty, John N. Friedman, Soren Leth-Peterson, Torben Heien Nielsen, & Tore Olsen, “Active vs. Passive Decisions and Crowd-Out in Retirement Savings Accounts: Evidence from Denmark,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 129, Issue 3, pp. 1141-1219
- Comment（1948）：Comment, “Federal Taxation and Economic Stability,” *Yale Law Journal*, Vol. 57, No. 7, pp. 1229-1255
- Congressional Research Service（2021）：Sarah A. Donovan, Joseph Dalaker, Marc Labonte, & Paul D. Romero, Congressional Research Service, R44705, *The U.S. Income Distribution: Trends and Issues*
- Cushman（1934）：Robert E. Cushman, “Social and Economic Control Through Federal Taxation,” *Minnesota Law Review*, Vol. 18, No. 7, pp. 759-783
- Devereux & Fuest（2009）：Michael P. Devereux & Clemens Fuest, “Is the Corporation Tax an Effective Automatic Stabilizer?,” *National Tax Journal*, Vol. 62, No. 3, pp. 429-437
- Dolls et al.（2012）：Mathias Dolls, Clemens Fuest, & Andreas Peichl, “Automatic Stabilizers and Economic Crisis: US vs. Europe,” *Journal of Public Economics*, Vol. 96, Issue 3-4, pp. 279-294
- Donohue & Siegelman（1993）：John J. Donohue III & Peter Siegelman, “Law and Macroeconomics: Employment Discrimination Litigation over the Business Cycle,” *Southern California Law Review*, Vol. 66, No. 2, pp. 709-766
- Galle & Klick（2010）：Brian Galle & Jonathan Klick, “Recessions and the Social Safety Net: The Alternative Minimum Tax as a Countercyclical Fiscal Stabilizer,” *Stanford Law Review*, Vol. 63, Issue 1, pp. 187-246
- Gelpern & Levitin（2020）：Anna Gelpern & Adam J. Levitin, “Considering Law and Macroeconomics,” *Law and Contemporary Problems*, Vol. 83, No. 1, pp. i-xviii
- Goode（1973）：Richard Goode, *The Individual Income Tax*, Revised ed., Brookings Institution
- Graetz et al.（2018）：Michael Graetz, Deborah

- Schenk, & Anne Alstott, *Federal Income Taxation, Principles and Policies*, 8th ed., Foundation Pres
- Griswold (1966): Erwin N. Griswold, *Cases and Materials on Federal Taxation*, 6th ed., Foundation Press
- Hara et al. (2016): Ryota Hara, Takashi Unayama, & Justin Weidner, "The Wealthy Hand to Mouth in Japan," *Economic Letters*, Vol. 141, pp. 52-54
- Hayashi (2020): Andrew T. Hayashi, "Countercyclical Property Taxes," *Virginia Tax Review*, Vol. 40, No. 1, pp. 1-51
- Hayashi & Murphy (2017): Andrew Hayashi & Daniel P. Murphy, "Savings Policy and the Paradox of Thrift," *Yale Journal on Regulation*, Vol. 34, Issue 3, pp. 743-790
- Hayashi & Kleiman (2020): Andrew Hayashi & Ariel Jurow Kleiman, "Property Taxes During the Pandemic," *Tax Notes State*, Vol. 96, No. 12, pp. 1461-1467
- Kaplan et al. (2014): Greg Kaplan, Giovanni L. Violante, & Justin Weidner, "The Wealthy Hand-to-Mouth," *Brookings Papers on Economic Activity*, Vol. 2014, No. 1, pp. 77-138
- Keen et al. (2012): Michael Keen, Alexander Klemm, & Victoria Perry, "Culprit, Accomplice, or Bystander? Tax Policy and the Shaping of the Crisis," in Julian S. Alworth & Giampaolo Arachi eds., *Taxation and the Financial Crisis*, Oxford University Press
- Kelman (1993): Mark Kelman, "Could Lawyers Stop Recessions? Speculations on Law and Macroeconomics," *Stanford Law Review*, Vol. 45, Issue 5, pp. 1215-1310
- Kniesner & Ziliak (2002): Thomas J. Kniesner & James P. Ziliak, "Tax Reform and Automatic Stabilization," *American Economic Review*, Vol. 92, No. 3, pp. 590-612
- Kysar (2001): Douglas A. Kysar, "Sustainability, Distribution, and the Macroeconomic Analysis of Law," *Boston College Law Review*, Vol. 43, No. 1, pp. 1-72
- Listokin (2009): Yair Listokin, "Stabilizing the Economy Through the Income Tax Code," *Tax Notes*, Vol. 123, No. 13, pp. 1575-1582
- Listokin (2012): Yair Listokin, "Equity, Efficiency, and Stability: The Importance of Macroeconomics for Evaluating Income Tax Policy," *Yale Journal on Regulation*, Vol. 29, Issue 1, pp. 45-89
- Listokin (2019): Yair Listokin, *Law and Macroeconomics*, Harvard University Press
- Listokin & Murphy (2019): Yair Listokin & Daniel Murphy, "Macroeconomics and the Law," *Annual Review of Law and Social Science*, Vol. 15, pp. 377-396
- Mattesini & Rossi (2012): Fabrizio Mattesini & Lorenza Rossi, "Monetary Policy and Automatic Stabilizers: The Role of Progressive Taxation," *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. 44, Issue 5, 825-862
- McKay & Reis (2016): Alisdair McKay & Ricardo Reis, "The Role of Automatic Stabilizers in the U.S. Business Cycle," *Econometrica*, Vol. 84, No. 1, pp. 141-194
- Memorandum (1937): Memorandum from George Haas to Roswell Magill on Tax Revision Studies, 1937 -- General Statement (Sept., 1937), available at <http://www.taxhistory.org/Civilization/Documents/Surveys/hst23729/23729-1.htm>
- Musgrave (1959): Richard A. Musgrave, *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, McGraw-Hill
- Musgrave (1985): R.A. Musgrave, "A Brief of History of Fiscal Doctrine," in Alan J. Auerbach & Martin Feldstein eds., *Handbook of Public Economics*, Vol. 1, North Holland
- Musgrave & Miller (1948): Richard A. Musgrave & Merton H. Miller, "Built-In

- Flexibility,” *American Economic Review*, Vol. 38, No. 1, pp. 122-128
- OECD (2018): OECD, *The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD*, OECD Publishing
- Pechman (1973): Joseph A. Pechman, “Responsiveness of the Federal Individual Income tax to Change in Income,” *Brookings Papers on Economic Activity*, Vol. 1973, No. 2, pp. 385-427
- Pechman (1987): Joseph A. Pechman, *Federal Tax Policy*, 5th ed., Brookings Institution
- Posner & Becker (2014): Richard A. Posner & Gary Becker, “The Future of Law and Economics,” *Review of Law & Economics*, Vol. 10, Issue 3, pp. 235-240
- Ramirez (2003): Steven A. Ramirez, “The Law and Macroeconomics of the New Deal at 70,” *Maryland Law Review*, Vol. 62, No. 3, pp. 515-572
- Russek & Kowalewski (2015): Frank Russek & Kim Kowalewski, “How CBO Estimates Automatic Stabilizers,” Congressional Budget Office, Working Paper 2015-07
- Salama (2012): Bruno Meyerhof Salama, “The Art of Law & Macroeconomics,” *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 74, Issue 2, pp. 131-177
- Sheiner & Ng (2019): Louise Sheiner & Michael Ng, “How Stabilizing Has Fiscal Policy Been?,” in Heather Boushey, Ryan Nunn, & Jay Shambaugh eds., *Recession Ready: Fiscal Policies to Stabilize the American Economy*, Brookings Institution
- Simons (1936): Henry C. Simons, “Rules Versus Authorities in Monetary Policy,” *Journal of Political Economy*, Vol. 44, No. 1, pp. 1-30, *reprinted in* Henry C. Simons (1948), *Economic Policy for a Free Society*, University of Chicago Press
- Simons (1938): Henry C. Simons, *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press
- Strnad (2003): Jeff Strnad, “Some Macroeconomic Interactions with Tax Base Choice,” *SMU Law Review*, Vol. 56, No. 1, pp. 171-199
- Tax Foundation (2021): Tax Foundation, Historical U.S. Federal Individual Income Tax Rates & Brackets, 1862-2021, *available at* <https://taxfoundation.org/historical-income-tax-rates-brackets/>
- Thorndike (2010): Joseph J. Thorndike, “The Fiscal Revolution and Taxation: The Rise of Compensatory Taxation, 1929-1938,” *Law and Contemporary Problems*, Vol. 73, No. 1, pp. 95-122